

第3回道路等包括管理事業意見交換会の開催結果

■ 開催結果

- 1 日 時 令和2年1月28日（火）
午後6時から午後7時半まで
- 2 場 所 市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 参加者 17名

■ 質疑応答（意見交換）

【工区割と事業規模について】

Q：3工区分けの案で、それぞれの規模が異なる理由を教えてください。

A：市の4分の1の面積でも良いという意見と、事業規模は大きいほうが良いという意見を踏まえ設定した。これにより選択の幅が広がると考える。

Q：金額算出の仕方を教えてください。

A：過去の実績額と位置を参考に工区を分割している。

Q：金額の中には従来の単価契約の金額が含まれているのか。また、土木課が発注する単発の道路工事等は別物と考えて良いのか。

A：単価契約は含まれていると考えて良い。それ以外の個別に発注される道路工事等については別物として考えている。

【団体の企業構成と条件について】

Q：出資比率20%、25%という数字は、市内業者だけでJVを構成することも想定しているのか。

A：20%、25%は、あくまでも最低限の数字であって、市内業者も自由にJVが組めるように設定した。市内業者だけでJVを組めば、選定時の評価が高くなる。

【コールセンター業務について】

Q：市が主体となってコールセンター業務に当たることはないのか。

A：市が主体となる方が良いという意見もあったが、その他にも意見があった。市は、迅速な対応が出来るように一つの工区に対応してもらう方法で考えている。

Q：コールセンター業務は、外部への委託ができるのか。

A：受注者が実施しても外部に委託しても、受注者として責任を持って対応してもらえれば構わない。コールセンター業務の要求水準書への記載は、業務として分かれていることがわかるようにする。

Q：コールセンター業務の内容を教えてください。

A：受け付けた情報を各工区に伝えるところまでと考えている。現地作業の有無は、各工区が判断する。

Q：全体のマネジメント部分は、各工区が対応すると考えて良いか。

A：それぞれの工区で対応する。

【災害時と災害後の要員について】

質疑なし

【市内業者が参画するにあたっての疑問・課題について】

Q：協会や組合が構成員になることは、法人格を有している団体であれば可能との回答であるが、これは東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）に登録している団体であれば参加可能ということか。もしくは、法人格を有していれば登録していなくても参加可能なのか。

A：自治体によって団体が登録する要件が異なるため、電子調達サービスに登録していたとしても、団体として法人格を有していなければ参加できない。また、法人格を有しているが電子調達サービスに登録していない団体が参加するための条件については、今後検討する。なお、どちらの場合においても、本事業では、公募型プロポーザル方式を採用し、提出された応募資料を基に、資格要件を満たしているか確認する。その要件の一つに、法人格を有していることが含まれている。

【全体を通しての質疑応答】

Q：各工区の金額は過去の実績との話だが、コールセンター業務にかかる経費は積み上げられているのか。

A：コールセンター業務については過去の実績がないので、見積りを取っている。

【その他意見】

コールセンター業務を業者にやってもらいたいとするならば、工区ごとの特色と金額のバランスを考え、それなりのメリットを持たせた方が良い。